

## ○三股町自治公民館加入促進条例

(令和8年3月23日条例第1号)

### (目的)

第1条 この条例は、三股町まちづくり基本条例（平成24年三股町条例第24号）に掲げる基本理念に基づき、安全で住みやすく、個性豊かで魅力と活力にあふれた地域社会の実現をめざして町と協働で活動を推進する自治公民館への加入及びその活動への参加（以下、「自治公民館への加入等」という。）に関し、町民、自治公民館、事業者及び町の役割を明らかにし、自治公民館への加入等を通じて地域住民の連帯感を高め、もって協働のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内の一定の区域に居住する者をいう。
- (2) 自治公民館 町の区域内において、地縁によってつながりを持った町民が、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、地域住民の地縁に基づき形成された自治組織をいう。
- (3) 事業者 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。

### (基本理念)

第3条 町民、事業者及び町は、次に掲げる事項を基本理念として、自治公民館とともに、町民の自治公民館への加入等を促進するものとする。

- (1) 支え合い及び助け合いの精神に基づき、地域住民相互のつながりを強化すること。
- (2) 地域住民の価値観及び自主性を尊重すること。
- (3) 町民、自治公民館、事業者及び町は、それぞれの役割を認識し、相互の理解及び連携の下に協働すること。

### (町民の役割)

第4条 町民は、一人ひとりが地域の一員であり、地域における安全・安心で快適な暮らしのために自治公民館が中心的な役割を果たしていることを理解し、自治公民館への加入及び自治公民館活動への積極的な参加に努めるものとする。

2 町民は、地域における課題を共有し、住民同士の理解を深めるとともに、地域課題に関する意見や提案を行い、地域の発展に努めるものとする。

### (自治公民館の役割)

第5条 自治公民館は、地域住民が自治公民館活動の重要性を十分に理解できるよう自治公民館活動の意義及び内容について説明を行い、地域住民の自発的な加入が促進されるよう努めるものとする。

2 自治公民館は、その活動に地域住民及び事業者が自主的かつ積極的に参加しやすいものとなるよう努めるものとする。

3 自治公民館は、その活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、自治公民館が果たす役割の重要性を理解し、その事務所又は事業所が所在する地域の自治公民館活動に積極的に参加及び協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、町内に居住する従業員の自治公民館への加入及び自治公民館活動への参加に配慮するよう努めるものとする。

3 住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。）を行う事業者は、当該住宅に入居しようとする者に対して、自治公民館への加入啓発に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(町の役割)

第7条 町は、自治公民館に対する地域住民の理解と関心を深め、及び自治公民館の活動への地域住民の一層の参加が図られるよう広報活動、啓発活動その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 町は、自治公民館が自立的かつ効果的な活動を行うことができるよう情報の提供、助言などの運営支援を行うよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。